

西尾の抹茶おもてなし条例（案）

温暖な気候、矢作川がもたらす豊かな土壌と川霧に恵まれる西尾市は、750年に及ぶ歴史が息づく抹茶のふるさとです。

その歴史は、文永8年創建の実相寺境内にその開祖聖一国師が、最初の茶種を蒔いたことに始まり、明治に入ってから生産が本格化、大正後期にはてん茶の栽培・製造が主となり、現在に至っています。

「西尾の抹茶」は早くから高級茶の製造を目指し、平成21年には抹茶に限定したものとしては全国で初めて、特許庁の地域ブランド（地域団体商標登録制度）に認定されました。

一方、西尾市民が抹茶をいただくことも日常茶飯事で、時折々にお茶会や野点が開かれ、保育園や小中学校でも全校茶会が楽しまれています。また、市内の小中学生は、5月上旬から下旬にかけて茶摘みも行い、抹茶とのつながりが小さい頃から自然に身につく環境にあります。

そんな「抹茶のふるさと 西尾」を誇りに思うとともに、更なる「西尾の抹茶」の普及や、客人に振る舞うことを通したおもてなし機運の醸成を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市、茶関係者及び市民の役割等を明らかにし、「西尾の抹茶」の普及及び「西尾の抹茶」によるおもてなし機運の醸成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 茶関係者 「西尾の抹茶」の生産、加工又は流通に関する事業を営む者及び茶道の普及、継承、発展等に関する活動を行う者をいう。
- (2) 市民 西尾市内に居住し、又は市内に所在する学校、事業所等に通学、若しくは通勤する者をいう。
- (3) おもてなし 客人に対し、心地よく感じてもらえるように礼を尽くし接することをいう。

（市の役割）

第3条 市は、文化、教育、観光、産業等において、「西尾の抹茶」の普及及び「西尾の抹茶」によるおもてなし機運を醸成するために必要な施策に取り組むよう努めるものとする。

(茶関係者の役割)

第4条 茶関係者は、「西尾の抹茶」の普及及び「西尾の抹茶」によるおもてなし機運の醸成に主体的に努めるとともに、市が取り組む施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、茶関係者及び市が行う「西尾の抹茶」の普及及び「西尾の抹茶」によるおもてなし機運の醸成に関する取り組みに協力するよう努めるものとする。

(連携及び協力)

第6条 市、茶関係者及び市民は、連携及び協力をし、「西尾の抹茶」によるおもてなしを行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。